

令和6年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（アジア等））業務委託に係る  
企画提案の公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく令和6年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（アジア等））業務委託について、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 業務名

令和6年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（アジア等））業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和6年度 いばらきグローバルビジネス推進事業（常陸牛プロモーション（アジア等））業務委託に係る  
企画提案の公募に関する説明書」による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 担当部局

茨城県営業戦略部農産物販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

2 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む。）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

提案内容及び手法	① 提案内容的確性 ・本県における常陸牛を中心とした県産品の輸出拡大への取組を良く理解し、推進状況や課題を踏まえた的確な内容となっているか ②提案内容の独創性 ・提案事業者による創意工夫がなされているか等 ③提案内容の実現性 ・提案された内容は現実的であり、産地や料理店等としっかり連携を図りながら実施出来る内容となっているか等 ④工程の妥当性 ・事業のスケジュールは妥当であり、十分実現可能な計画となっているか。 ⑤見積金額の妥当性 ・提案した内容に対し、妥当な積算がなされているか、予算額の範囲で実現できる提案内容か等
会社の運営体制	⑥実施体制の適切性 ・実施体制について、提案事業者内外の人員の配置は提案内容を実施するうえで十分な人員を確保しているか、また、専門性を有しているか等
会社の業務実績	⑦同種又は類似業務の実績 ・過去に本事業に関連した類似の実績を持ち、提案内容を実施するためのノウハウを有しているか。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県営業戦略部農産物販売課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-3965 FAX 029-301-2859

(2) 公募に関する説明書の交付方法

ア 交付期間

令和6年5月8日(水)までとする。

※ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

イにおいて直接交付する。なお、直接交付を希望する場合は、4(1)の担当部局あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月8日(水)

イ 提出先 4(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

エ 留意事項 企画提案書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(県の休日及び正午から午後1時までを除く)。郵送の場合には、令和6年5月8日(水)までに到着したものを有効とする。

#### (4) プレゼンテーションの実施

##### ア 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

##### イ その他

- ・ プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

#### 5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) プロポーザルの審査内容に関しては公表しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。